

指導者資格 更新講習および更新料納入のご案内<修正版 2.23>

日野市ソフトボール連盟

加盟チーム 指導者資格保有者 各位

平素より当連盟の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、先日は、フォームからのご回答をありがとうございました。
いただきましたアドレス宛に、指導者資格の更新に関するご案内を下記のとおりお知らせいたします。

1. 更新講習について(受講必須)

※更新のためには、有効期限内に**更新対象研修を1回以上の受講**が必須となっております。
更新講習未受講の方は、期限の6ヶ月前までに確実に受講してください。

★東京都ソフトボール協会 指導者委員会が開催する更新講習(無料)の受講をお勧めいたします。

<事前申し込みが必要です> ※今年度は申込期日が過ぎましたので次年度ご検討ください

- 開催日:2026年3月1日(日)13時～ 東京女子体育大学
- 主催:東京都ソフトボール協会 指導者委員会

詳細および申込方法は、東京都ソフトボール協会ホームページをご確認ください。

東京都ソフトボール協会 HP:

<https://tokyo-softball.jp/news/81817/>

2. 更新料の納入について

更新料 **500円** を、下記の機会に納入願います。

- **納入日:2026年3月8日(日) 春季大会監督会議時**<日程を15日→8日に修正>
- 場所:中央福祉センター

※つり銭のないようご準備いただけますと助かります。

3. その他

- ・更新講習の受講が確認できない場合、指導者資格の継続ができませんのでご注意ください。
- ・ご不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

メール: hinoshisoftball@gmail.com 理事長 平出和平 <事務代行>天野

スポーツチーム総合保険 (ソフトボールチーム用)

ご契約にあたってのご注意

■ソフトボールとは・・・

ソフトボールとは、大型の軟らかいボールを使用して行う野球と同様なルールの競技です。



■対象とならないソフトボールチーム

- 社会人のチームで競技別実業団連盟に加盟・登録しているチーム
- 高校・大学の正規の運動部

※いわゆる体育会運動部で競技別大学(学生)・高校連盟等に加盟・登録しているものをいい、同好会は含まれません。

■ご契約にあたって

- (1)チームの代表の方に保険契約者となっていただきます。チームの構成員全員(監督、コーチ、マネージャーなどの方々を含みます)のお名前、ご住所等をお知らせいただきます。
- (2)チームの構成員の一部を対象とする場合(例:プレーヤー、コーチ、マネージャー、監督、部長のうちマネージャーを除くなど)でも、最低9人の方のご加入が必要となります。
- (3)加入されるメンバーの方は全員、同一の契約セットでのご契約となります。
- (4)ご契約の際、お知らせいただいたメンバー以外の方は補償の対象となりませんので、メンバーの方の中途加入や中途脱退の場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

ご契約セットおよび保険料

チームメンバー1人につき1年間

ご契約セット		SBA	SBB	SBC	SBD	
補償内容	賠償責任 (免責金額(自己負担額)1事故0円)	1,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	
	傷害	死亡・後遺障害	800万円	1,100万円	2,000万円	2,900万円
		入院(日額)	1,900円	2,300円	4,100円	6,300円
		通院(日額)	800円	1,200円	1,900円	2,500円
		見舞費用	50万円	50万円	50万円	50万円
	臨時費用	20万円	20万円	20万円	20万円	
一時払保険料(団体割引なし)		1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	
一時払保険料(団体割引5%)		1,420円	1,910円	2,850円	3,800円	
一時払保険料(団体割引10%)		1,350円	1,790円	2,700円	3,590円	
一時払保険料(団体割引15%)		1,280円	1,700円	2,550円	3,390円	

- 傷害入院保険金支払限度日数180日/支払対象期間180日/免責期間0日
- 傷害通院保険金支払限度日数90日/支払対象期間180日/免責期間0日

(注1)定型セットのみとなります。フリー設計はできません。また定型セットは、加入されるメンバーの方ごとに設定することはできません。
(注2) ご加入人数が20名以上の場合、団体割引をご利用いただけます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

- このチラシは「スポーツチーム総合保険(ソフトボールチーム)」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「スポーツチーム総合保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。
- 「スポーツチーム総合保険」は、スポーツチーム総合保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。
- このチラシに掲載の保険料は令和7年10月時点の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となることがあります。